4　報告時における苦情・相談発生時の体制等 (1)　苦情・相談担当部門	(新設)
担当部門名 電話番号	
(2)　苦情・相談対応責任者	
役職名	
(略)	(略)

附　則

（施行期日）

1　この告示は、令和七年十月一日から施行する。

（経過措置）

2　この告示の施行前にされた家賃債務保証業者登録規程第四条第一項の登録の申請であって、この告示の施行の際、国土交通大臣による登録をするかどうかの処分がなされていないものについての処分については、なお従前の例による。

3　この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

その他告示

○外務省告示第二百七十三号

令和六年二月二十九日に東京で署名された航空業務に関する日本国とチェコ共和国との間の協定について、チェコ共和国は、同協定の効力発生のために必要とされる国内手続が完了したことを確認する通告を行い、我が国はこれを令和七年六月十日に受領した。我が国は、令和七年七月十五日に同協定の効力発生のために必要とされる国内手続が完了したことを確認する通告を行い、チェコ共和国はこれを同日に受領した。よって、同協定は、その第二十二条2の規定に従い、令和七年十月一日に効力を生ずる。

令和七年七月十八日

外務大臣　岩屋　毅

○厚生労働省
国土交通省告示第七号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成十九年法律第百十二号）第四条第一項の規定に基づき、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する基本的な方針を定めたので、同条第五項の規定に基づき、次のように公表する。

令和七年七月十八日

厚生労働大臣　福岡　資麿
国土交通大臣　中野　洋昌

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する基本的な方針

住宅は、国民の健康で文化的な生活にとって不可欠な基盤であり、住生活基本法（平成十八年法律第六十一号）においては、その基本理念の一つとして住宅確保要配慮者の居住の安定の確保が位置付けられている。国、地方公共団体、公的賃貸住宅の供給等を行う者、住宅関連事業者、居住者、福祉サービスを提供する者その他の関係者は、同法の基本理念にのっとり、国民の住生活の安定の確保及び向上の促進のため、相互に連携を図りながら協力するよう努めることとされている。

これまでも、住宅セーフティネットの整備や健全な住宅市場の整備等により住生活の安定の確保及び向上の促進が図られてきたが、近年、高齢者や単身世帯の増加、持ち家率の低下等が進行し、今後、高齢者、低額所得者等の住宅確保要配慮者の賃貸住宅への入居に対するニーズの更なる高まりが見込まれている。一方、民間賃貸住宅の賃貸人の中には、住宅確保要配慮者の入居について、居室内での死亡事故、死亡時の残置物処理、家賃滞納等に対する懸念を持つ者も多い。

こうした状況を踏まえ、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十三号）により、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（以下「法」という。）が改正され、住宅施策と福祉施策が連携した地域における総合的かつ包括的な居住支援体制の整備等を推進するため、国土交通大臣及び厚生労働大臣による基本方針の策定、住宅確保要配慮者に対して入居中のサポートを行う賃貸住宅の認定、地方公共団体による居住支援協議会（法第八十一条第一項に規定する住宅確保要配慮者居住支援協議会をいう。以下同じ。）の設置の努力義務等が規定された。